

コロナ感染症下における ウォーキングイベントの開催についての指針

(令和5年3月27日版)

日本マーチングリーグ加盟 各実行委員会様
オールジャパン・ウォーキングカップ加盟 各実行委員会様
一般社団法人日本ウォーキング協会会員 都道府県ウォーキング協会様
一般社団法人日本ウォーキング協会 サークル・グループ会員様

2023年3月27日
一般社団法人日本ウォーキング協会

新型コロナウイルス感染症下におけるウォーキングイベントの開催については、2020年2月以降何回にもわたって当協会としての指針を出し、実施に際してのガイドラインも発行して、開催の可否を検討する際の、また、実施する際の安全を担保する上での皆様の参考に供して来ましたが、

最新の指針は昨年5月30日付のもので、この指針を出した以降の新型コロナウイルス感染症の推移は昨年の7月から10月にかけて第7波の大波があり、第7波が収まったかに思えたのも束の間で10月から今年の2月にかけて第8波が襲来しました。現在、第8波はほぼ収束状態になりましたが、今後の見通しについては、1月25日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料によると、当面感染者の減少状況は続くであろうとのこと、しかし、免疫の減衰や、より免疫逃避が起こる可能性のある変異株の割合の増加、また、中国における感染状況及び国内への流入に注意が必要であるとしています。

このような状況下で、政府は社会・経済活動の回復に重点を移して、2月10日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」の決定をしました。これによると3月13日以降、マスク着用は個人の判断に委ねることになりました。また、これに先立つ1月には、新型コロナウイルス感染症の位置づけを5月8日より現在の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行する方針を発表しました。

さて、このような国の方針などの状況を勘案して、今後のウォーキングイベントの開催についての当協会の見解ですが、基本的な考え方は以下の通りです。

ウォーキングイベントは、人の密集する出発式や一斉スタートなどの一部を除くと、本質的に感染機会と言われる、いわゆる三密が発生することの少ないイベントです。感染対策をしっかりとすることで感染リスクは更に低くなります。このことは、コロナ感染が発生して以来の、小規模な月例会から大規模で50,000人余の参加者を集めた昨年11月の日本スリーデーマーチ等の多くの事例で実証され

ています。現在までは、ウォーキングイベントが原因となったコロナ感染は全く報告をされていません。

一方、コロナ下での長期に及ぶ引き籠り生活に起因する肥満、体力・筋力減退、免疫力低下、うつ症状者の激増等の健康二次被害がコロナの遺産として顕在化し大きな社会問題となっています。事実、当協会にも、この3年間の自粛で体力が落ち、長距離のウォーキングが出来なくなったとの報告が数多く来ています。このような健康二次被害の予防には、戸外における軽度の運動をすることが望ましく、中でもウォーキングは最も適したものと考えられます。

以上のような認識から、当協会としてウォーキングイベントの開催に関する新しい指針については、「**感染対策は継続するものの、コロナ以前の本来の形での開催を可とする**」ことと致しました。

ウォーキングイベントも社会的性格のイベントです。社会との共生ができない、社会の人達から受け入れられないイベントは、開催も出来ません。従来指針でも、「開催地自治体の意向に沿う」「開催地地元住民の感情に配慮する」等を謳ってきましたが、これは平時でも必要なことで、今回の指針でもこの点に変わりはありません。開催団体におかれては、イベントの規模の大小に関わらず開催に際して、感染予防対策に加えて、この点に対しては注意を払った運営をされるようお願い致します。

尚、本指針は皆さんの自主的な判断や決定を妨げるものではなく、参考にして頂く目的で作成をしたものです。最終的な判断はそれぞれの実行委員会等で決定して下さい。コロナ下での開催の実例やご相談については、遠慮なく当協会へお問合せ下さい。

〈指針〉

国による新型コロナウイルス感染症に関連した「マスク着用の考え方の見直し等について」及び5月8日より感染症法状の位置づけが「2類相当」から「5類」に引き下げられることを踏まえ、また、ウォーキングイベントの開催は、Withコロナ時代の心身の健康維持の上で有意義な社会活動であると同時に、コロナ下での開催でのリスク回避などに対するノウハウが蓄積してきていることを勘案して、

コロナ以前のウォーキングイベント開催様式での開催を可とする。

即ち、出発式、ウォーミングアップ、会場内での付帯イベント、歓迎パーティなどの実施も可とする。

但し、コロナ対策は継続すること。また、コロナ情勢は刻々と変化していることを考えて、常に情勢を注意深く見守り、臨機応変に対応すること。

具体的なコロナ対策として、以下を行うこととし、参加者への協力依頼においては、参加募集パンフレット等でその旨を謳うこととする。

1. インフルエンザ感染拡大防止等のガイドラインも参考に、
 - ① 運営スタッフ等イベント関係者の手洗い（手指消毒）、うがい、健康状態の管理に努める。
 - ② スタッフや参加者間の適切な距離の確保を行う。
 - ③ イベント参加者に対して、手洗い（手指消毒）の励行、自ら三密状況を作らない、健康状態を自己管理することに対する協力を要請する。
 - ④ 体調が良くない場合（発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合）は、イベント参加の自粛を要請する。

2. マスク着用については、ガイドラインを参考に、
 - ① 運営スタッフは、マスクを持参し、状況に応じて着用する。
（距離が近く、会話の発生する受付では着用を推奨する）
 - ② イベント参加者には、マスク持参を求める。その上で、現場において三密が予想される場面では着用を推奨する。

尚、本指針は、政府から発出された下記の通達等に基づき、これに直近のコロナ情勢に対するJWAの見解を加えて見直したものです。今後もコロナ情勢の変化やそれに伴う国の指針等の更新などの機を捉えて、本指針を更新して参ります。ウォーキングイベントの開催及び運営を考える上で、参考に供して頂ければ幸いです。

以上

参考資料：

- ① 「マスク着用の考え方の見直し等について」
(令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
https://corona.go.jp/news/pdf/kihon_r2_050210.pdf
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(令和3年11月19日(令和5年2月10日変更) 新型コロナウイルス等感染症対策本部決定)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf
- ③ 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和5年2月10日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡)
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf
- ④ イベント開催等における感染防止安全計画等について (改定その10)
(令和5年2月10日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡)
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20230210.pdf